

1. 第3次古賀市ごみ処理基本計画の策定について

古賀市における一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定された第2次古賀市ごみ処理基本計画が、平成35年度（令和5年度）に目標年度を迎えるため、令和6年度（2024年度）から10年間を計画期間として第3次古賀市ごみ処理基本計画を策定することとする。

国の法律・計画等の整理、廃棄物を取り巻く情勢の変化や社会情勢の動向、本市の地域性やごみの排出量の推移などを把握・整理するとともに、本計画の全般の見直しを行う。

2. 計画策定までの流れ

計画の策定作業は令和4年度～令和5年度の2箇年で行う予定とする。

